

公益社団法人 石川県看護協会
新型インフルエンザ等対策業務計画

令和8年9月

I 総則

1 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的と基本方針

(1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的

公益社団法人石川県看護協会（以下「本会」という。）は、平成 25 年(2013 年)4 月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）に基づく「石川県新型インフルエンザ等対策行動計画」により、指定地方公共機関として指定された。指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した際においても自らの事業および業務を適切に継続するとともに、感染拡大の防止と地域社会の機能維持に向けて、国、都道府県、市町村等の関係行政機関と密接に連携し、的確かつ迅速な対策を実施すること等の責務を有する。

新型インフルエンザ等（未知の感染症や新興・再興感染症を含む）が万一発生し感染が拡大すれば、県民の生命や健康、地域社会および経済全体にも甚大な影響を与えることが懸念される。また、会員をはじめとする看護職が罹患し大量欠勤が生じた場合、県内の医療提供体制や高齢者施設等における看護機能の維持が困難となることが予想される。このような事態を念頭に置き、平時からの備え（準備期）および発生時（初動期・対応期）において、迅速に感染拡大を抑制することが重要である。

県内の会員、看護職および本会内における感染予防・感染拡大防止により必要な要員を確保するとともに、限られた人員により必要な重要業務の維持・継続を図る。

以上のことから、次の 2 点を主な目的として対策を講じる。

① 社会に必要な医療等の提供体制を確保する

- ・国・県や関係機関等から最新の科学的知見に基づく情報を迅速に収集・共有し、適切な情報発信を通じて感染拡大を抑え、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・医療機関や福祉施設等における看護機能の維持を支援し、重症者数や死亡者数の増加を防止する。

② 本会役職員への感染拡大を抑制し業務継続を図る

- ・本会内での感染予防および感染拡大防止対策の徹底により、役職員の欠勤リスクを低減する。
- ・業務継続計画（BCP）に基づき、優先業務の維持・継続および柔軟な業務縮小・休止を行うことで、県内の会員、看護職および地域住民の生活・安心に寄与する機能を維持する。

(2) 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針

新型インフルエンザ等対策業務計画（以下「業務計画」という。）は、政府の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和 6 年 7 月改定）、「石川県新型インフルエンザ等対策行動計画」および「日本看護協会新型インフルエンザ等対策業務計画」に基づき策定する。

感染症の特性（感染力、病原性、致死率、変異の状況等）を踏まえ、平時からの「準備期」、感染発生初期の「初動期」、感染拡大から小康期に至る「対応期」の各段階に応じ、

人権への配慮や社会経済活動への影響を勘案しながら、機動的かつ柔軟に対策を選択・実施する。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原体の特徴、流行状況、地域特性等を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等対策室（以下「対策室」という。）（本会）が実施すべき対策を決定する。本会内における業務継続についても、本業務計画に沿って対策室が判断・決定し、各担当はその指示に従う。

なお、本業務計画は、最新の科学的知見、法令・ガイドラインの改正、および訓練等の検証結果を踏まえ、必要に応じて、見直し・改定を行う。

2 新型インフルエンザ等対策業務計画の運用

(1) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

① 平時の備えの整理や充実

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（ウ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有に DX を活用する。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を県内の会員、看護職及び本会役職員間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに本会として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

ウ 普及啓発と訓練

県内の会員、看護職及び本会役職員等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善、感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を役職員等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや本会での訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

② 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、県内の会員、看護職及び本会役職員の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、県内の会員、看護職及び本会役職員に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療従事者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないもの

である。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても県内の会員、看護職、本会役職員及び県民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

③ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新興感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

④ 関係機関相互の連携協力の確保

本会の対策室、石川県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」）および日本看護協会と相互に緊密な連携を図りつつ、県からの要請に適切に対応するとともに、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

⑤ 感染症危機下の災害対応

本会は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、対策室と連携し、発生地域における状況を適切に把握し対応する。

⑥ 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等への対応時は、対策室における意思決定のプロセス、緊急事態への対応経過、国・県・日本看護協会等とのやり取り等の記録を作成・保存する。収束後はこれらの記録を評価し、将来の感染症対応への検証に活用する。

⑦ 対策に関わる担当者のメンタルヘルス支援

感染症危機において、新たな感染症への恐怖・不安や、収束の見通しがみえないこと等により、対応にあたる医療従事者や行政職員等の心身面に多大な影響が生じる可能性がある。新型インフルエンザ等対策に関わる担当職員のメンタルヘルス支援を行う。

II 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ対策の発生段階による実施体制

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

「準備期」は、通常業務を継続し初動期への対応準備を図る期間である。日本看護協会や石川県健康福祉部をはじめとする災害関連各部署からの情報の収集や共有を常に行う。

本会では災害担当の理事と災害委員会担当職員を中心に、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

国内外において新型インフルエンザ等の感染が確認された場合は「初動期」となる。本会会長は、日本看護協会の動向ならびに、石川県における当該感染症の病原性及び感染力等の情報を勘案した上で、対策室を設置し、非常体制を整える。

政府対策本部から特措法第32条第1項に基づく「緊急事態宣言」が発せられた場合は「対応期」に移行する。日本看護協会ならびに県対策本部と連携しながら体制を強化し対応する。

表 1. 発生段階の定義

発生段階	発生段階の定義
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで
対応期	初動期以後、政府対策本部が廃止されるまで

(2) 新型インフルエンザ等対策室

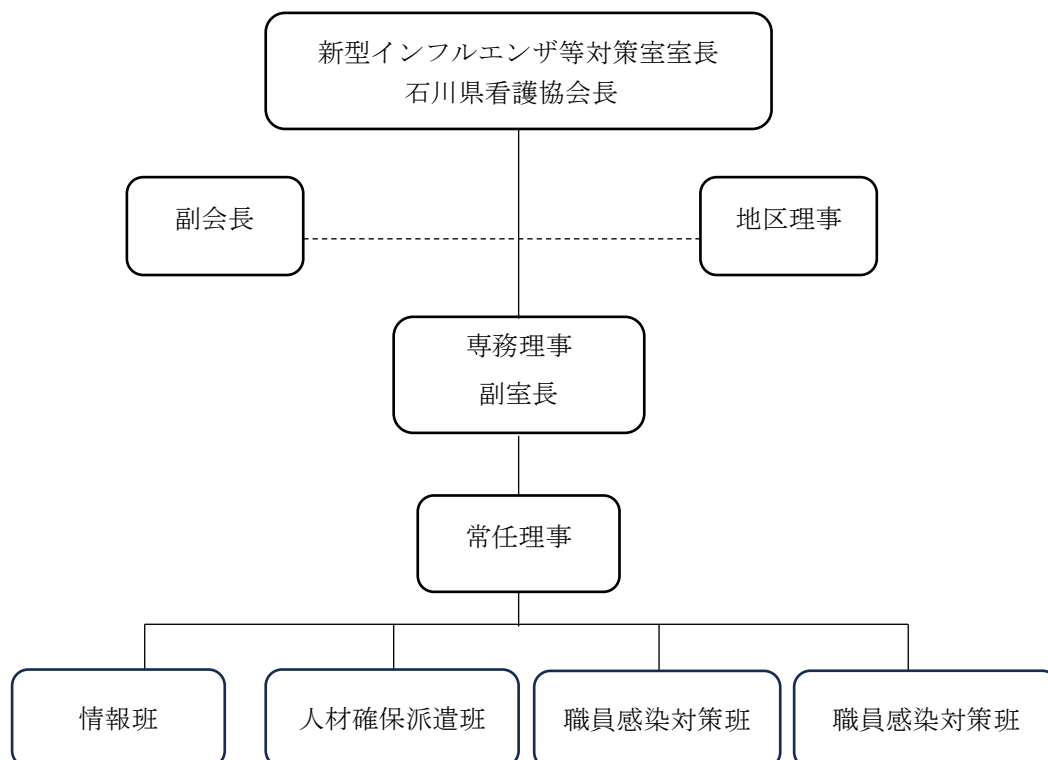
新型インフルエンザ等に対応する対策組織として、災害支援看護マニュアルおよび本会BCPに基づいて対策室を設置する。

災害における新型インフルエンザ等対策室の室長は、本会会長がこの任にあたるが、会長不在時や指揮を執れない状況にある場合の職務権限の代行は下記の順とする。

① 専務理事

② 常任理事

※ 初動時は会長を指揮者として、専務理事・常任理事が協力して業務にあたることとする。



(3) 新型インフルエンザ等対策室各班の分掌事務

新型インフルエンザ等対策室事務局の構成、各班の担当と役割は以下に示すが、本会BCP・災害支援看護マニュアルに基づき室長が決定する。

表2 新型インフルエンザ等対策室各班の分掌事務

責任者と担当者	各担当の分掌事務
新型インフルエンザ 等対策室室長 (会長)	1 対策室全体の統括 (1) 県対策本部、日本看護協会、現地対策本部と連携・調整に関する こと (2) 対策室のメンバーを招集し各班の活動責任者の任命に関する こと (3) 各班の責任者と連携し、支援活動の指揮と各班の活動の支援に 関すること (4) 災害支援ナース派遣決定に関する こと 2 終息と共に、対策室を解除決定に関する こと 3 マスコミ対応に関する こと
情報班 責任者（専務理事） 担当者（教育職員）	1 国・県・関係機関・感染症サーベイランスからの迅速な情報収集・ 分析に関する こと 2 本会地区理事ならびに職能理事、県内医療機関・施設等との情報連 携に関する こと 3 本会会員・看護職等からの相談窓口の整備、調整および運営に 関すること 4 新型インフルエンザ等対策に係るリスクコミュニケーション・広報 に 関すること 5 本会会員・看護職への正確な情報の適時提供に関する こと 6 報道機関対応および公式発表に関する こと 7 本会ホームページ、機関紙、SNS等の管理・運用に関する こと 8 誤情報・偽情報や偏見・風評被害防止のための、啓発発信に 関 すること
人材確保・派遣班 責任者（常任理事） 担当者 (ナースセンター職 員)	1 災害支援ナースの派遣に係る準備・調整に関する こと 2 情報班から得た情報をもとに、災害支援ナースの派遣内容の明確化 (派遣場所・災害支援ナースの必要人数・活動期間)に関する こと 3 災害支援ナースの派遣協力依頼に関する こと 4 災害支援ナースの派遣リストを作成、受け入れ調整に関する こと 5 情報班から得た情報をもとに、災害支援ナースへのオリエンテーシ ョンに関する こと 6 災害支援ナースの派遣状況や支援記録の整理に関する こと
職員感染対策班 責任者（常任理事） 担当者（教育職員）	1 本会役職員および同居家族の感染状況・健康状態の把握に関する こと 2 本会役職員の職場内感染予防策および就業管理指導に関する こと 3 事務所内で発症・体調不良となった者への緊急対応に関する こと

施設管理班 責任者（事務局長） 担当者（事務職員）	1 本会施設（研修センター等）への入館管理・感染防止策の実施に関すること 2 備品および感染対策用資機材（PPE等）の備蓄・管理・配付に関すること 3 対策業務に係る予算の出納、管理、経理業務に関すること 4 ICT・通信環境（リモートワーク環境含む）の維持および安全管理に関すること
---------------------------------	---

2. 情報収集・共有体制

(1) 国、県等からの情報収集・共有体制

新型インフルエンザ等の発生前後を問わず、的確かつ迅速な対応を図るため、本会は、石川県（健康福祉部）、厚生労働省、内閣感染症危機管理統括庁、国立健康危機管理研究機構等の政府機関から必要な情報を迅速に収集・分析する。

また、本会内に速やかに情報共有を行うとともに、会員施設および県内の看護職に対して予防・感染拡大防止や看護提供体制の維持に関する情報を速やかに提供・共有し、適切な対策の実施につなげる。

(2) 日本看護協会との情報収集・共有体制

国や県、本会が収集した情報および県内の看護職の感染発生・対応状況等について、迅速に分析し、必要に応じて日本看護協会との情報共有を図る。特に国内発生早期においては日本看護協会との連携を強化し、相互の情報交換を密に行う。

① 情報共有

国や県から得た情報および県内の看護職の感染状況、医療現場の看護人材の需給状況等の情報を収集・分析する。必要に応じて日本看護協会へ共有・集約を図る。また、日本看護協会からの最新情報を迅速に把握し、業務に反映する。

② 通信手段の活用

情報共有の迅速化を図るため、Web 会議システム、法人会員ネット、専用電子メール、SNS、ファクシミリ等を柔軟に活用する。

③ 情報発信体制の一元化

情報発信に当たっては、情報の正確性と統一性を図るため、発信窓口を一元化する体制を整備する。ただし、提供する情報の内容や状況に応じて、適切に対応できるよう配慮する。

(3) 県内の会員、看護職への情報提供体制

① 発生前（平時）における情報提供

危機発生時の対応情報にとどまらず、予防的対策として新型インフルエンザ等の予防および感染拡大防止に関する情報を適時提供し、有事の対策について事前の周知・啓発を図る。

② 発生時における情報提供と人権への配慮

発生段階に応じ、対策の決定プロセスや根拠、実施主体を明確にしつつ、人権やプライバシーに十分配慮した上で、正確かつ分かりやすい情報提供を迅速に行う。

③ 多様な媒体の活用と特設ページの設置

情報発信にあたっては、本会ホームページ、SNS、本会機関誌等を有効に活用する。
特に大規模発生時等においては、本会ホームページ内に特設ページを開設し、国・
県・日本看護協会等の最新情報や関連リンクを一元的に集約・総覧できる環境を整備
する。

④ 対外的な情報発信

必要に応じて広報活動やプレスリリース等を行い、看護の専門職団体としての見解
に基づいた正しい情報を広く県民や社会へ発信する。

(4) 本会役職員への情報提供・報告体制

① 役職員への情報提供と認識共有

発生前から個人レベルでの感染対策の重要性について認識の共有を図るとともに、発
生段階に応じ、役職員専用 SNS、緊急連絡用 SNS、毎朝のオンラインミーティング等
を活用して適時・適切に情報提供を行う。勤務時間外や緊急時には、緊急連絡網等を
活用する。

② 感染・発熱時の報告および出勤自粛等

本会役職員またはその同居家族が感染、発熱等の症状を呈した場合は、あらかじめ定
めた報告ルートに基づき速やかにリーダー等に連絡する。報告を受けたリーダー等
は、事態の緊急性や流行状況に応じて自宅待機（出勤自粛）等の必要な措置を判断
し、しかるべき経路で対策室へ報告する。

③ 個人情報保護および人権への配慮

本会役職員の感染状況や健康情報の把握・管理に当たっては、本会「個人情報保護方
針」に基づき厳重に取り扱うとともに、感染者およびその家族等の人権・プライバシ
ーに十分配慮する。

Ⅲ 新型インフルエンザ等対策における業務の内容及び実施方法

1 新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法

(1) 時期（フェーズ）別の主な業務内容

① 準備期（平時）

新型インフルエンザ等の発生に備え、平時より体制の整備、資機材の確保、研修・訓練
等を推進し、有事の際に迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。

ア 体制整備および計画・BCP の見直し

- ・情報共有や対策推進のための連絡・意思決定体制を整備する。
- ・有事の際に機能する指揮命令系統の確認、組織体制の拡張性・人員配置の調整、縮小・
休止可能な業務の整理（優先業務の選定）を行うとともに、本業務計画および BCP の定
期的な見直しを実施する。
- ・有事における在宅勤務、Web 会議システム等を活用したオンライン打合せ・会議運営等の
運用環境をあらかじめ整備する。

イ 資機材の備蓄・管理

- ・感染対策資機材（サージカルマスク、N95 マスク、手指消毒剤、ガウン、手袋等）および
必要な備品等を計画的に備蓄・管理する。

ウ 研修・訓練の実施と質の向上

- ・本会役職員を対象とした感染症対応研修や実践的な訓練（机上・実地）を定期的に実施し、課題の発見・改善および対応能力の向上を図る。
- ・県内の会員および看護職を対象とした感染対策情報の提供や研修を実施することで、対応力を強化し、有事においても地域における看護提供体制の質を維持・向上できるよう取り組む。

エ 連携体制の強化

- ・県、日本看護協会、関係行政機関、関係団体等との定期的な情報交換や協議を通じ、国内発生時に備えた連携・協力体制を強化する。

② 初動期（国内発生初期）

新型インフルエンザ等の海外発生や国内初発生の段階に応じ、迅速に初期対応体制へ移行するとともに、県や日本看護協会等と連携して国内・県内での感染拡大に備える。

ア 体制の移行および対策室の設置

- ・海外発生時等においては情報共有体制を確立し、国や県、日本看護協会の動向を踏まえ、必要に応じて本会会長を室長とする「対策室」を設置する。
- ・原則として通常業務を継続しながら、感染拡大時の優先業務へのシフトや緊急体制への移行準備を進める。

ウ 情報収集・分析および初期広報

- ・政府機関、県、日本看護協会等からの情報収集・分析を強化し、発生状況や対策の方針について会員施設、県内看護職および関係機関へ初期案内（注意喚起・速報）を行う。
- ・会員施設、県内看護職および関係機関への案内に際しては、協会理事・監事メーリングリスト、会員施設メーリングリスト、病院看護管理者会メーリングリスト、石川県訪問看護ステーション連絡会 SNS や本会ホームページ、SNS などを適切に活用する。

エ 看護職員派遣（災害支援ナース等）の準備

- ・感染症対応における災害支援ナースの派遣協定等に基づき、県からの派遣要請を想定した調整や、所属施設・派遣候補者への事前連絡・準備を進める。

オ 本会主催事業（会議・研修・イベント等）の対応方針決定

- ・本会が主催する会議、研修、イベント等について、発生状況やリスク評価に基づき、開催方法の変更（Web・オンライン移行）、延期または中止等の判断を迅速に行う。

カ 本会役職員の出勤管理と健康観察

- ・本会役職員の健康観察、発熱・体調不良時の報告ルートの徹底、ならびに出勤管理を強化し、本会内での感染防止と安全確保に努める。

③ 対応期（感染拡大期～小康期）

政府による緊急事態宣言の発令や県内における感染拡大を受け、室長のもとで優先業務へリソースを集中させるとともに、県内の看護提供体制の維持および看護職への支援を強力に推進する。

ア 対策室の運用と迅速な意思決定

- ・対策室会議を定例（および必要に応じて臨時）開催し、県、日本看護協会、関係機関等からの情報を集約・分析した上で、状況に応じた迅速な意思決定を行う。
- ・室長の指示のもと、本会の体制を柔軟に再構築し、本会一丸となって感染症対策業務を推

進する。

イ BCP の実行と業務の重点化

- ・本会の BCP に基づき、非急務の事業・業務を一時的に縮小または休止し、感染症対応等の優先業務へ要員を集中配置する。

ウ 看護人材の派遣・応援調整等

- ・県からの要請や協定に基づき、感染症指定医療機関、高齢者施設、クラスター発生施設等への災害支援ナース等の派遣・調整業務を実施する。
- ・日本看護協会との連携のもと、他都道府県への広域応援派遣や、他県からの応援受け入れに関して必要な調整を行う。

エ 会員・現場看護職への継続支援と情報発信

- ・現場のニーズや課題（資機材不足、労働環境等）を把握し、県や関係機関への要請を行うとともに、相談窓口の運用やメンタルヘルス支援、最新の感染対策情報の提供を継続する。

オ 小康期を見据えた段階的移行の準備

- ・感染状況の推移や小康期への移行を見極めながら、休止・縮小していた通常業務の再開に向けた手順や体制の見直しを検討する。

(2) 人員計画と BCP の運用

流行ピーク時には最大 40%の欠勤率を想定し、業務の優先度に応じて「継続」「縮小」「休止」の区分を行い、制限された要員で重要機能を維持する。

① 発生段階別の人員計画（表 3 参照）

表 3 発生段階別の人員計画

	準備期	初動期	対応期		
危機 管理 体制	所内会議・リーダー会等で 情報共有	新型インフルエンザ等対策室の設置・運営			
人 員 計 画		全職員	全職員 柔軟に体制を 構築する	全職員 優先業務へ 人員配置する	感染の小康が確認できる際には 初動機に準じる 通常業務への体制整備
被 害 想 定		罹患率 25% 欠勤率 25～40%			

② 業務継続の基本的考え方（表4参照）

表4 業務継続の基本的考え方

業務区分		基本的な考え方	主な業務
新規発生業務		1. 感染拡大防止策 2. 危機管理体制上、必要となる業務	・ 情報収集・分析・一元的な情報発信 ・ 対策室の運営および関係機関調整 ・ 会員・看護職からの相談窓口の運営 ・ 役職員の感染状況・就業管理
通常業務	継続業務	1. 会員、看護職及び本会役職員の生命を守るための業務 2. 休止すると重大な法令違反となる業務 3. 機能維持のための基盤業務	・ 日本看護協会および県等との緊急連携 ・ 各種通信、情報システムの運用・保守 ・ 給与計算・最低限の財務・人事管理
	縮小業務	1. 緊急性を要しないが、継続が望ましい業務 2. 継続・休止以外の業務 3. 対面業務を中止して、工夫して実施する業務	・ イベントや各種会議、各種委員会、研修会など縮小、延期、中止の判断 ・ 各種委員会・理事会等はオンラインを活用 ・ 一部の研修・講座のWeb配信化
	休止業務	1. 緊急性を要しない業務 2. 多数の人が集まる施設や業務	・ 対面での大規模イベント、集会、式典 ・ 対面集合研修、不要不急の出張 ・ 研修センター研修室・図書室等の施設一般開放

2. 感染対策の検討・実施

(1) 普及啓発および風評被害防止

正しい感染対策（標準予防策・飛沫感染対策等）の周知に努めるとともに、誰しものが感染し得ることを踏まえ、患者・感染者や看護職・医療従事者への差別・偏見・いたづらな批判等を防ぐ啓発活動を行う。

(2) 本会内での感染予防・まん延防止策

① 個人における感染対策

うがい・手洗い・手指消毒の徹底、マスクの適正着用、換気の実施、体調管理、人混みを避ける等の基本対策を強化する。

② 職場における感染対策（表5参照）と就業基準

本会役職員が発熱等のインフルエンザ様症状を認める際には、出勤せず早期に医療機関を受診するよう注意喚起を行う。チームリーダーおよび役員は、受診できるよう必要な業務調整を行う。同居家族等が発症した場合の待機期間については、政府方針に則った上で、対策室が期間を決定する。

(3) 特定接種

特措法第 28 条に基づく特定接種（指定公共機関等の要員に対する優先接種）について、政府の実施方針に従い、対象者の事前登録、接種手続、実施体制の調整に協力する。

表 5 建物内での感染拡大防止対策

事項	実施方法等
各種会議	・ Web 会議システムなどのオンラインを活用してできるだけ対面にしない
役職員入館時の対応	・ 役職員は自宅で検温してから出勤
来館者への対応	・ 必要に応じ館内出入り口を制限することがある ・ 面会場所、立ち入り可能な区画を限定
出張・会食	・ Web 会議システムなどのオンラインを活用してできるだけ対面にしない
配送業者への対応	・ 荷物の集配場所を限定して職員との接触機会を極力減らす
業務委託先・取引先等への対応（要請）	・ 本会担当部署と準備期から打ち合わせを行い、事業継続の方法を検討
建物管理	・ 通常の清掃に加えドアノブ、スイッチ、テーブルなど接触部位の清掃強化の依頼 ・ 館内入口に非接触型検温計を設置し、入館者全員に対応 ・ 必要箇所に速乾性消毒用アルコール製剤を設置
個人の感染対策	・ マスクの着用、手洗いの励行、咳エチケットの励行 ・ 不要不急の外出を控える
勤務時間の臨時変更	・ 職員への感染機会を減少させるため、必要に応じ在宅勤務、時差出勤、休憩時間変更などを計画実施

(4) 感染対策用物品・備品の備蓄・管理

本会は、以下の衛生用品・資機材を平時より備蓄し、適宜配付・補給を行う。

- ・ サージカルマスク、N95 マスク（必要に応じ）
- ・ 手指用消毒液、環境表面用消毒液
- ・ ディスポーザブル手袋・ガウン・フェイスシールド
- ・ 感染性廃棄物専用ゴミ箱・回収袋
- ・ 非接触型体温計・パルスオキシメーター

IV 評価・検証・計画の見直し

1 教育・訓練の実施

発生時に迅速かつ的確に対策本部を立ち上げ、BCP を発動できるよう、平時より本会役職員

を対象とした各種訓練および研修を実施する。

- ・対策室立ち上げ・情報伝達に関する机上訓練（年1回以上）
- ・感染予防・標準予防策に関する役職員研修
- ・各種システム・リモートワーク環境の導線確認訓練

2 計画の評価と見直し

本業務計画は、政府行動計画・県行動計画の改定、新たな感染症に関する科学的知見の集積、ならびに訓練結果や実際の有事対応における課題等を踏まえ、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて適切な修正・改定を行う。

平成26年8月策定

令和8年9月改定

